

医療受診者通院交通費助成金 交付申請書 兼 実績報告書

年 月 日

富良野市長 様

申請者住所 富良野市_____

申請者氏名 _____印
(電話 _____)

医療受診者通院交通費助成金交付要綱第5条第1項の規定により、通院交通費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。(下記のとおり報告します。)

1. 医療受診者住所氏名 住所 富良野市_____ 氏名_____
(申請者と同じ場合は省略可)
2. 助成対象期間 _____年____月 ~ _____年____月 (____カ月分)
3. 助成金交付申請兼実績報告額 金 _____円 ← 下表(D)の額
(助成対象額の10分の8)

助成金交付申請算出内訳兼実績報告書

月区分	交通手段	片道単価 (A)	利用回数 (B)	助成対象経費兼助成申請額 (A)×(B)=(C)	助成金額兼実績金額 (C)×8/10	バス停留所名 (交通手段がバスの場合に記入)
月分		円	回	円	円	~
月分		円	回	円	円	~
月分		円	回	円	円	~
月分		円	回	円	円	~
月分		円	回	円	円	~
月分		円	回	円	円	~
月分		円	回	円	円	~
計					円 ← (D)	

※タクシー利用の場合は交通手段の欄に「バス」と記入し、自宅最寄りのバス停を始発で計算。

- 4 助成金の振込先 金融機関名 _____
ふりがな _____
口座番号 _____ 口座名義人 _____

- 5 通院・交通手段確認 裏面のとおり

※ 医療受診者が未成年者の場合は、保護者を申請者として申請してください。
 ※ 本書は、医療受診者ごとに作成してください。(付き添いの方は対象外です)
 ※ 記入もれがあったり、期限をすぎて提出したりしたときは、助成金の交付を受けられない場合があります。本書は下記日程までに提出してください。

3月分・4月分は 5月10日まで 5月分・6月分は 7月10日まで
 7月分・8月分は 9月10日まで 9月分・10月分は 11月10日まで
 11月分・12月分は 1月10日まで 1月分・2月分は 3月10日まで

通院・交通手段 確認書

ふりがな
 通院者氏名 _____
 (生年月日 明・大・昭・平 年 月 日)

◆通院確認

間違いなく通院したことを確認するため、受診した病院で証明印を押してもらってください。押印がない場合は、助成金の交付は受けられません。（歯科・整骨院は対象外）

【 年 月分】 (予備欄)

月日	/		/		/		/		/		/	
病院の証明印												
交通手段	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り
	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車

【 年 月分】 (予備欄)

月日	/		/		/		/		/		/	
病院の証明印												
交通手段	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り
	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車	バス タクシー J R 車

※交通手段はいずれかに○をしてください。

◆交通手段確認

バス・J Rを利用した場合は、この確認書を出して、下の「ふらのバス・J R押印欄」に証明印を押してもらってください。（バスは運転手に、J Rは改札の職員に、行きと帰りにそれぞれ一つずつ）

タクシーを利用した場合は、必ず領収書をもってこの確認書と一緒に提出してください。なお、市福祉支援課が行うタクシー助成（外出支援サービス・重度障害者）を受けている方は、重複してこの交通費助成を受けることはできません。

<ふらのバス・J R押印欄>

前月												
後月												

※タクシーの領収書やふらのバス・J Rの押印がない場合は、自家用車相当の助成となります。

〒
住所
氏名

富良野市指令第 号
年 月 日

市費補助金交付指令書

富良野市長 能登 芳昭

年 月 日付で申請のあった医療受診者交通費助成金に対し、
金 円を補助する。

ただし、次の事項を承知されたい。

1. 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければならない。
- ~~2. 助成金は、一回以上に分割して交付する。~~
3. 次のいずれかに該当するときは、補助金を減額し若しくは指令を取消し、又はすでに交付した補助金があるときは、その一部若しくは全部の返還を命ずることがある。
 - (1) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 市費補助金交付規則並びに補助金交付の条件に違反したとき。
 - (3) 事業の中止又は繰延をしたとき。
 - (4) 事業の執行又は経営収支の方法不相当と認めたとき。
4. 補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期日については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。